

資料2 検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

- ・ 対象者は「令和8年6月1日現在、扶養手当が認定されていない」被扶養者です。（＝「特別認定」）
※「扶養手当が認定されている被扶養者」は対象外です。
- ・ 提出書類は、「(1) 扶養実態の確認書類」、「(2) 被扶養者の続柄による書類」、「(3) 別居の被扶養者の書類」の3種類に分かれます。(1)(2)は必須、(3)は該当する場合のみ必要です。
- ・ 提出の際は、確認書類の右上(余白)に、所属所コードと組合員番号の電算用ゴム印を押印又は手書きしてください。
- ・ 提出するすべての証明書等はコピーでも構いません(住民票、所得証明書)。

(1) 扶養実態の確認書類【特別認定の対象者全員提出】

次のア～ウの書類すべて必要となります。

ア 別紙1 [添付書類送付票](#) (P21)

被扶養者ごとに、必要事項を記入の上、票内の該当部分に✓を入れて、当該書類を一番上にして提出してください。

イ 別紙2 [扶養事実届\(検認用\)](#) (P22)

[記入例](#) (P23-27)を参考に記入してください。

ウ 被扶養者の収入に関する証明書

「(ア) 所得証明書又は別紙6「[同意書](#)」(収入の種類によらず必要な書類)」と、「(イ) 収入の種類に応じて必要な書類」、に分かれます。被扶養者の状況に応じた書類を提出してください。

(ア) 所得証明書又は別紙6「同意書」(収入の種類によらず必要な書類)

被扶養者の下記(a)、(b)いずれかの書類が収入の種類によらず必要となります。なお、(b)であれば役場等に行かずに書類の作成ができます(条件あり)。

また、対象者が義務教育終了前及び高校1年生(平成22年4月2日以降生まれ)の場合は、書類の提出は不要です。

(a) 所得証明書の写し (令和8年度)	・ 令和7年1月から令和7年12月までの収入を証明している、市区町村から発行されたもの(市区町村により、名称が「課税証明書」等の場合もあります。)。 ・ 「非課税証明書」は原則不可です。ただし「非課税証明書」という名前でも収入額等の記載がある場合(0円や***も可)は、有効です。収入額の記載がなく、「非課税である」等の文言のみの場合は不可です。前年の所得がないために所得証明書の交付を受けられない方は、あらかじめ市区町村役場で住民税の申告を行ったうえで取得するか、(b)別紙6「同意書」をご提出ください。
-------------------------	--

資料2 検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

(b) 別紙6 「同意書」 (記入例)

・同意書の提出により、個人番号を利用した情報連携で所得情報を取得します。

・対象は被扶養者のみです。

・提出期限は令和8年9月4日(金)です。

・同意書を提出した場合でも、別紙2 扶養事実届(検認用)内「II 前年1月～12月の状況」欄は空欄にせず、源泉徴収票などの収入を確認できる書類を元に記入をお願いします。

別紙2

扶養事実届(検認用)

・無料
・役所等へ行かなくてOK

(イ) 収入の種類に応じて必要な書類

下表内で該当する収入全てについて書類をご提出ください。

収入の種類	必要な書類 ※①②③の番号があるものは全ての書類が必要です
無収入の場合	① 所得証明書又は別紙6「同意書」のみ
給与収入がある場合 (パート・アルバイト収入など)	<p><対象者共通事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者が会計年度任用職員又は令和7年中に雇用契約に変更があった場合 被扶養者が会計年度任用職員の場合は勤務条件通知書の写し(令和7年度及び令和8年度分)を併せてご提出ください。 会計年度任用職員以外の場合で、令和7年中に雇用契約の変更があった場合は、変更後の雇用契約書の写しを併せてご提出ください。 ● 所得証明書に給与収入がある場合で、令和7年中にその収入を得ていた職を離職している場合 退職日が確認できる書類(資格喪失証明書、退職証明書、離職票等のいずれか)の写しを併せてご提出ください。 ただし、令和7年中の収入合計額が130万円以上*1で、かつ令和7年中に退職と再就職の両方をしている場合は、退職時の源泉徴収票も併せてご提出ください。

資料2 検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

	<p>ア 収入合計額が120万円未満^{*1}の場合</p> <p>① 所得証明書又は別紙6「同意書」^{*2}</p>
	<p>イ 収入合計額が120万円以上130万円未満^{*1}の場合</p> <p>① 所得証明書又は別紙6「同意書」^{*2}</p> <p>② 別紙2「扶養事実届（検認用）」（P22）のⅡ欄に交通費の支給額を記入してください。交通費の支給が無い場合は0円と記入してください。 ※交通費を含めた収入合計額が130万円以上^{*1}となる場合は、「ウ 収入合計額が130万円以上^{*1}の場合」の取扱いとなります。</p>
	<p>ウ 収入合計額が130万円以上^{*1}の場合</p> <p>① 所得証明書又は別紙6「同意書」^{*2}</p> <p>② 別紙3-1「給与等に関する証明書（P28）」^{*3}も併せて提出してください（取消しになる場合があります）。</p>
	<p>*1 障害年金を受けられる程度の障害を有する者又は60歳以上の者は、120万円を170万円に、130万円を180万円に読み替えてください。 令和7年12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満で、令和7年10月1日時点で特別認定されている被扶養者は、収入合計額が120万円以上130万円未満の場合はイ、130万円以上の場合にはウの取扱いをしてください。</p> <p>*2 別紙6「同意書」（P35）を提出された方で所得情報照会の結果、上記イ、ウに該当することが判明した場合は、当組合から御連絡しますので御対応をお願いします。</p> <p>*3 令和6年2月（最長の場合。給与の支給状況によって異なります。）から現在までを証明しているもの（P29の記入例を参照）。 人手不足による労働時間延長等により一時的に増加した場合の特例を受けることを希望する場合は、別紙3-2「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」（P30）及び別紙3-3「給与等に関する証明書（一時的な収入変動あり）」（P31）を提出してください。（収入の状況により特例を受けられない場合もあります。）</p>
<p>給与収入がある場合 （パート・アルバイト収入など）</p>	

資料2 検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

<p>福祉作業所等での工賃の収入がある場合</p>	<p>① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 別紙3-1「給与等に関する証明書」又は明細の写し（令和7年1月～令和7年12月分）</p>
<p>公的年金を受給している者 （老齢、遺族、障害、年金生活者支援給付金等）</p>	<p>① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 受給しているすべての年金に係る年金改定通知書の写し（最新分）</p>
<p>私的年金を受給している者</p>	<p>ア 確定申告をしている場合 ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 令和7年分確定申告書（第一表・第二表）の写し*³</p>
	<p>イ 確定申告をしていない場合 ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 受給しているすべての個人年金の年金額がわかる書類の写し（令和7年度の年金額）</p>
<p>事業所得、農業所得、不動産所得等がある場合 （マイナスの場合も必ず提出）</p>	<p>ア 確定申告をしている場合 ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 令和7年分確定申告書（第一表・第二表）の写し*³ ③ 令和7年分損益計算書（青色申告決算書又は収支内訳書）の写し</p>
	<p>イ 確定申告をしていない場合 ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 令和8年度市町村民税申告書の写し又は収入額が把握できる証明書等の写し</p>
<p>株等譲渡収入・配当所得等がある場合</p>	<p>ア 確定申告をしている場合 ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 令和7年分確定申告書（第一表～第三表）の写し*³ ③ 株等に係る譲渡所得等の金額計算明細書の写し</p>
	<p>イ NISA口座、特定口座で確定申告をしていない場合 ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 証券会社が発行する年間取引報告書の写し</p>

資料2 検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

その他の所得がある場合（雑所得など）	ア 確定申告をしている場合 ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 令和7年分確定申告書（第一表～第二表）の写し* ³ ③ 収入額が確認できる証明書等の写し
	イ 確定申告をしていない場合 ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 収入額が把握できる証明書等の写し

* 3 個人番号の記載がある場合は、番号を隠してコピーしたもの

上記のほか、必要に応じて提出していただく書類もありますので、あらかじめ御了承ください。また、認定限度額未満であっても、他の健康保険に加入している場合は被扶養者にはなれません。速やかに、取消しの手続きをしてください。

(2) 被扶養者の続柄による書類【特別認定の対象者全員分確認】

下表の被扶養者の続柄ア～ウに応じた書類が必要となります。

被扶養者の続柄	確認書類
ア 配偶者	・なし
イ 子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母	(ア) 通常の扶養義務者の収入に関する証明書 ・組合員本人の源泉徴収票 ・通常の扶養義務者の収入に関する証明書
ウ その他3親等内親族（義父母等）	(ア) 通常の扶養義務者の収入に関する証明書 ・組合員本人の源泉徴収票 ・通常の扶養義務者の収入に関する証明書 (イ) 住民票の写し

(ア) 通常の扶養義務者の収入に関する証明書（上記イ、ウに該当するとき）

(a) 通常の扶養義務者とは

通常の扶養義務者とは、民法上第一扶養義務を負う者、又は共同扶養における他の扶養義務者のことを言います（下記参照）。組合員と通常の扶養義務者との収入比較のため、下記に該当する者の収入を証明する書類が必要です。

被扶養者	通常の扶養義務者
子	組合員及び組合員の配偶者
実父（実母）	実母（実父）（組合員の配偶者は該当しません。）
義父（義母）	義母（義父）及び組合員の配偶者
祖父（祖母）	祖母（祖父）及び父母
兄（弟）（姉）（妹）	父母
孫	孫の父母、組合員及び配偶者

※ 認定対象者が上記以外の場合は、資格管理担当へお問合せください。

※ 下記のいずれかに該当する場合、組合員と通常の扶養義務者との収入比較は

資料2 検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

不要です。

- ・他の通常の扶養義務者が公立学校共済組合埼玉支部組合員の場合
- ・他の通常の扶養義務者が組合員の被扶養者として認定されている場合
- ・被扶養者が子で、組合員本人が基準日現在育児休業中の場合

(b) 通常の扶養義務者の収入確認書類

下記表内の該当する扶養義務者の書類をご提出ください。他の扶養義務者に複数の収入がある場合は該当するすべての収入について書類をご提出ください。

通常の扶養義務者		提出書類 ※①②③の番号があるものは全ての書類が必要です
組合員本人		① 源泉徴収票の写し（令和7年分）
他の扶養義務者	公務員 （公立学校共済組合他支部組合員）	① 令和8年度所得証明書の写し* ¹ （源泉徴収票は不可）又は、資格確認書の写し又は、マイナポータルから印刷した「医療保険の資格情報」
	公務員 （公立学校共済組合以外）	① 令和8年度所得証明書の写し* ¹ （源泉徴収票は不可）
	民間企業勤務	① 令和8年度所得証明書の写し* ¹ （源泉徴収票は不可）
	事業所得、農業所得、不動産所得がある方 （マイナスの場合も必ず提出）	ア 確定申告をしている場合 ① 令和8年度所得証明書の写し* ¹ （源泉徴収票は不可） ② 令和7年分確定申告書（第一表・第二表）の写し* ² ③ 令和7年分損益計算書（青色申告決算書又は収支内訳書）の写し
		イ 確定申告をしていない場合 ① 令和8年度所得証明書の写し* ¹ （源泉徴収票は不可） ② 令和8年度市町村民税申告書の写し又は収入額が把握できる証明書等の写し
	株等譲渡収入・配当所得等がある方	ア 確定申告をしている場合 ① 令和8年度所得証明書の写し* ¹ （源泉徴収票は不可） ② 令和7年分確定申告書（第一表～第三表）の写し* ² ③ 株等に係る譲渡所得等の金額計算明細書の写し
イ NISA口座、特定口座で確定申告をしていない場合 ① 令和8年度所得証明書の写し* ¹ （源泉徴収票は不可） ② 証券会社が発行する年間取引報告書の写し		

資料2 検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

他の扶養義務者	公的年金受給者	① 令和8年度所得証明書の写し* ¹ （源泉徴収票は不可） ② 年金額改定通知書の写し（最新分）
	私的年金受給者	① 令和8年度所得証明書の写し* ¹ （源泉徴収票は不可） ② 年金額が記載された書類の写し（令和7年分）
	パート・アルバイト	① 令和8年度所得証明書の写し* ¹ （源泉徴収票は不可）
	その他の所得がある場合（雑所得など）	ア 確定申告をしている場合 ① 令和8年度所得証明書の写し* ¹ （源泉徴収票は不可） ② 令和7年分確定申告書（第一表～第二表）の写し* ² ③ 収入額が確認できる証明書等の写し <hr/> イ 確定申告をしていない場合 ① 令和8年度所得証明書の写し* ¹ （源泉徴収票は不可） ② 収入額が把握できる証明書等の写し

* 1 別紙6「同意書」を提出しても通常の扶養義務者の所得情報は、情報連携では取得できません。必ず所得証明書の写しを提出してください。

* 2 個人番号の記載がある場合は、番号を隠してコピーしたもの

【注意事項】

- 上記のほか、必要に応じて提出していただく書類もありますので、あらかじめ御了承ください。
- 子の特別認定において、組合員と組合員の配偶者で共同扶養している場合は、組合員の収入が配偶者の収入より多いか同程度（多い方の1割以内の差額）であれば、認定が可能です。
- 子の特別認定において、配偶者と離別したことにより別居している場合でも、配偶者から子に対して送金を受けている場合は、収入比較が必要となることがありますので、別紙2「[扶養事実届（検認用）](#)」（P22）の「IV 通常の扶養義務者」欄は、必ず記入してください。送金を受けていない場合、収入比較は不要です。
- 他の扶養義務者との収入比較において、育児休業中の組合員の収入は、育児休業を取得していないとしたならば受給できる給与等の額で比較します。育児休業に入る直前の「源泉徴収票」の写しを提出してください。また、被扶養者が子の場合は提出不要です。

(イ) 住民票の写し（上記ウに該当するとき）

同居要件の確認に住民票を使用します。下記①②を両方満たすものを提出してください。

- ① 令和8年1月1日以降に交付されたもの
- ② 個人番号（マイナンバー）及び本籍の記載がないもの

資料2 検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

(3) 別居の被扶養者の書類【該当者のみ】

被扶養者が別居している場合には、1年間（令和7年1月～令和7年12月分）^{*1}、組合員から別居の被扶養者への送金事実を客観的に確認できる、下記の①～⑤のいずれかの書類の提出が必要です。

なお、令和8年6月1日時点で同居であっても、令和7年1月～令和7年12月までに別居の期間がある場合は、その期間の送金確認書類の提出が必要です。

- *1 次の（ア）～（ウ）に該当する被扶養者は、令和8年4月～令和8年5月分
- （ア） 本採用→再任用など、組合員本人の任用形態の変更により扶養手当の認定が取消となった被扶養者
 - （イ） 22歳年度末を迎え、扶養手当の認定が取消となった被扶養者
 - （ウ） 令和8年3月31日以前に普通認定していたが令和8年4月1日から手当の支給が無くなった被扶養配偶者

① 組合員口座から被扶養者口座への振込明細書又は通帳の写し （口座名義ページ含む） ※ 送金者（組合員）氏名、送金日、送金額の記録があるもの
② 被扶養者が居住する住居の家賃を組合員が負担していることがわかる書類 ※ 組合員から貸主に対する支払を確認できる、送金者、受取人、送金額、送金日がわかるもの
③ 組合員名義のクレジットカードの家族カードを被扶養者に対し発行し使用していることがわかる書類 ※ クレジットカードの明細等で、被扶養者が家族カードを使用して生活費等を決済していることがわかるもの
④ 被扶養者口座の組合員に対し交付された代理人カードを使用して組合員が入金していることがわかる書類
⑤ 現金書留の「書留・特定記録郵便物等受領証」の写し等

※ 配偶者や子以外の被扶養者については、「別居認定対象者の総収入額の3分の1以上を組合員が送金していること」が要件の1つとなっています。

※ 送金をしなくなった場合など、別居認定の要件を満たさなくなった場合は、総務事務システムから被扶養者取消の手続をしてください。よくある取消事例を資料3「[別居扶養で取消しになる場合の事例](#)」（P18）に掲載しましたので、参照してください。

別居認定の要件を満たさなくなった場合の、被扶養者取消手続の提出書類は以下のとおりです。

- ・令和8年度所得証明書（被扶養者分）
- ・別紙4「[申立書](#)」（P33）

なお、内容を確認した結果、追加で書類を提出いただく場合があります。あらかじめご了承ください。